

## 中小企業の事業環境の改善を求める意見書

ことしの春闘の大手企業からの回答では、13年ぶりに全体の賃上げ率が2%台となったが、景気全体を支え、地域経済を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は、依然厳しいといえる。さらに、消費税8%引き上げに伴う駆け込み需要の反動減も今後予想され、対応策を講じなければならない。

国際通貨基金（IMF）は、本年3月、日本経済の成長に賃金上昇が不可欠だとする研究報告書を発表し、中小企業や非正規労働者などの賃上げを「アベノミクス」の課題として挙げている。実質的には、企業の収益力次第で、賃上げの可否が左右されてしまうため、政府が掲げる「経済の好循環」を実効的なものにするためには、中小企業の収益力向上に繋がる事業環境の改善が求められる。

また、全国の中小企業のうち87%は小規模事業者で占められ、その数は334万にも及ぶ。それらの小規模事業者は事業の安定すら厳しい上に、有能な技術力がありながら、人材確保や資金繰りに苦しんでいる。事業拡張に踏み切れない小規模事業者の潜在力が十分発揮できるよう、充実した成長、振興策が重要である。

本年は、経済成長を持続的なものにするため、成長の原動力である中小企業が、消費税増税や原材料、燃料高などの厳しい環境を乗り越えられるよう、切れ目ない経済対策が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、地方の中小企業が好景気を実感できるよう、下記事項について、速やかに対策を講じるよう強く求める。

### 記

1. 中小企業の健全な賃上げ、収益性、生産性の向上に結びつくよう、経営基盤の強化策及び資金繰り安定化策を図ること。
2. 小規模企業振興基本法案を軸に、国、地方公共団体、事業者の各責務のもとで、円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。
3. 中小企業、小規模事業者においても重要な非正規労働者の正規雇用化を促すよう、キャリアアップ助成金などの正規雇用化策をさらに周知するなど、従業員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月19日

大 阪 府 茨 木 市 議 会